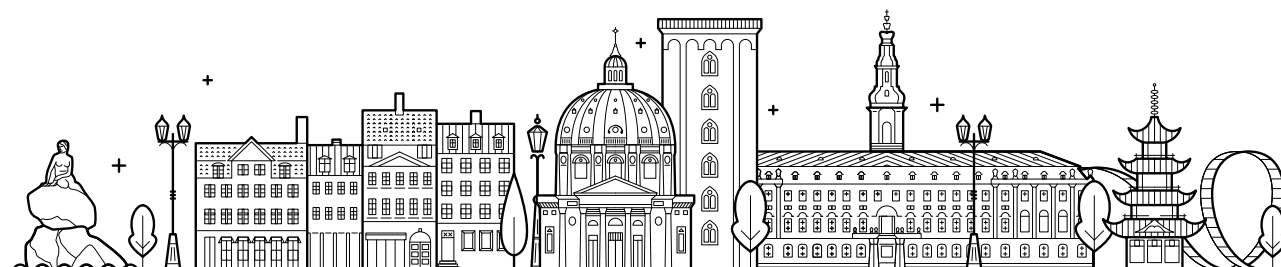


欧米主要国のフリーランス調査

デンマークの フリーランス



CONTENTS

目次

欧米主要国のフリーランス調査

デンマークのフリーランス

02

CHAPTER 1

「フリーランサー」の定義とフリーランサーの種類

08

CHAPTER 2

法制度（医療保険、年金、労災保険など、フリーランサーを対象とする社会保障制度含む）

16

CHAPTER 3

市場統計とフリーランサーの人数に関する統計

18

CHAPTER 4

協会、サービス（フリーランスの仕事をサポートする仲介事業者や Upwork などのウェブサイト）

22

CHAPTER 5

フリーランサー利用企業の成功事例

24

CHAPTER 6

フリーランスに関する報告書や研究、文献、研究者、書籍、出版物

26

CHAPTER 7

トレンド

28

CHAPTER 8

フリーランスに関連した新型コロナ対策の概要

「フリーランサー」の定義と フリーランサーの種類

デンマークでは、フリーランサーは「freelancere」と称す。この言葉が多用されるようになったのは比較的最近で、法律上の定義ではない。

フリーランサーの最も一般的な定義はデンマーク関税局 (Skatteforvaltningen) のものである。労働組合やフリーランサーのウェブサイトは、フリーランサーになるための助言を行う際にデンマーク関税局の定義を利用している。

実際、近年の労働改革——2017年5月に政府が合意した将来の労働市場を見据えた新たな失業保険制度 (Aftale om et nyt dagpengesystem for fremtidens arbejdsmarked) や自営業者、非正規雇用労働者、マルチプルジョブホルダー、被用者兼自営業者を対象とした失業保険——は、個人の職業は「最大限、税務上の分類の用語にならうべきである」と明示している。このため、現在の失業保険制度は税務上定義される雇用分類に紐付いている¹。

デンマーク関税局は局内で用いる事実上の定義を策定した。事業を立ち上げた個人は4種のカテゴリーに分類される。デンマークの税制では、「フリーランサー」は被用者として働き、給与を受け取る場合もあることに留意されたい。個人がどのカテゴリーに分類されるかを決定する際は、デンマーク関税局傘下のデンマーク国税庁 (Skattestyrelsen) が労働条件に基づき事業活動を査定する。給与明細書の形式で給与を得る代わりに自身のインボイスを発行するだけでは不十分であり、自営業者の実証とはみなされない²。

本物の自営業者と雇用されたフリーランサーとを区別するのは、金銭的リスクの有無である。デンマーク関税局によれば、「金銭的リスクとは、損害賠償責任の結果としての経費を含む経費が収入を上回ること、事業が赤字になるリスクを意味する」。デンマーク関税局は金銭的リスクの事例として以下の2つを提示している³。

◆ 事例 1 (商品)

商品を販売する個人は製品を購入または製造する必要がある。ひとたび商品が顧客に販売されれば、法的責任により、交換や修理の必要が生じる場合もある。これらの経費は回収されず、金銭的リスクとなるおそれがある。

◆ 事例 2 (サービス)

クライアントの不動産取引を支援する弁護士はサービスを提供する際にあまり経費が発生しない場合が多い。しかしながら、業務の性質上、契約に関する問題が発生した場合、法的責任を問われる場合もある。これが金銭的リスクとなる。

1 Agreement on a new unemployment benefit system for the future labour market of May 2017 (Aftale om et nyt dagpengesystem for fremtidens arbejdsmarked), p.2 https://bm.dk/media/6467/aftaletekst_dagpenge-pdf.pdf

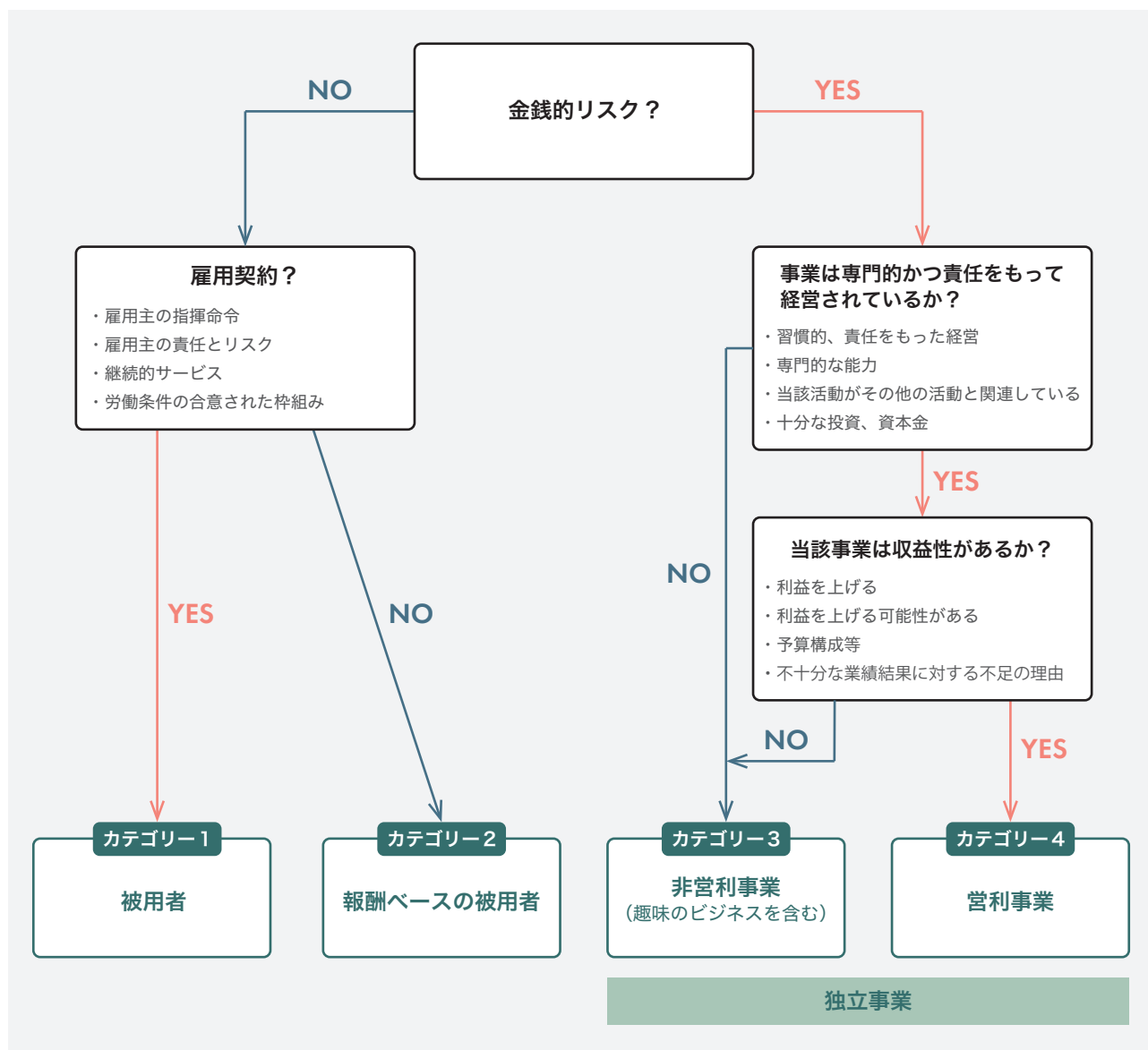
2 Danish Customs and Tax Administration (Skatteforvaltningen), Clarify your business status for tax purposes <https://skat.dk/skat.aspx?oid=2244446>
Mikkel Mailand and Trine P. Larsen, Hybrid work – social protection of atypical employment in Denmark, Institute of Economic and Social Research (WSI), p.4, 2018 https://www.boeckler.de/pdf/p_wsi_studies_11_2018.pdf

3 Danish Customs and Tax Administration (Skatteforvaltningen), Clarify your business status for tax purposes <https://skat.dk/skat.aspx?oid=2244446>

一方、デンマーク関税局は金銭的リスクとはみなされない事例も提示している。職場への交通費や仕事着の購入、昼食代といった仕事に関連した経費は「代表的な被用者の経費」であるため、金銭的リスクとはみなされないと主張している⁴。

図表1は個人が事業を開始する際のデンマーク国税庁の事業活動査定プロセスである。事業活動がどのように4種のカテゴリーに分類されるかを示している。

図表1 事業活動の査定プロセス



出所：Danish Customs and Tax Administration (Skatteforvaltningen) , Clarify your business status for tax purposes

<https://skat.dk/skat.aspx?oid=2244446>

4 Danish Customs and Tax Administration (Skatteforvaltningen), Clarify your business status for tax purposes <https://skat.dk/skat.aspx?oid=2244446>

事業を始める個人は税制上 4 種のカテゴリーに分類される（図表 1）。分類は主に金銭的リスクの有無や個人の働き方、報酬を得る方法によって決まる。下記のリストは各カテゴリーの主な特徴を示している⁵。

◆ カテゴリー 1

「被用者 (lønmodtager)」、また、**雇用されたフリーランサー (lønmodtager freelancer)** として知られる。

- ・ 雇用主の監督の下で業務を遂行し、雇用主の指揮命令に従う。
- ・ 金銭的リスクはない。購入費や広告費等の事業活動経費の個人負担はない。代わりに、雇用主がすべての金銭的リスクを負う。
- ・ 労働者は自身のサービスに関する契約を締結し、業務に対して、時間給または週給または月給の固定給を得る。労働時間は監督者と共にもしくは監督者が定めるが、柔軟な働き方も可能である（フレックス制や在宅勤務等）。労働者は被用者とみなされ、有給休暇や契約終了前の通知期間といった権利を有する。通常、労働契約が存在するが、書面による契約がなくても、労働者は被用者とみなされる場合がある。
- ・ その他
 - ▷ 雇用されたフリーランサーは主にクライアントのために仕事をする
 - ▷ 登録された企業番号 (CVR) を有せず、付加価値税を支払わない⁶
 - ▷ 所得から直接控除される所得税の一種 A 税 (A-skat) を支払う
 - ▷ 給与明細書を受け取る
 - ▷ 納税申告書で、仕事に関連した特定の控除を受ける権利がある

【例】

☞ デンマーク関税局は事例として、元雇用主から業務委託を受けている IT コンサルタントと 1 社専属の設計コンサルタントを挙げている。この事例は曖昧なケースの存在を示している。いずれのケースも、自身のインボイスを発行し、付加価値税を納めているが、税制上は被用者とみなされる。すなわち、雇用主は当該労働者の収入から A 税を控除しなければならない。自身のインボイスを発行し、付加価値税を納めているにもかかわらず被用者とみなされる理由は、企業が金銭的リスクを負い、クライアントに最終的なインボイスを発行し、当該労働者の業務の段取りを行うためである。

5 Danish Customs and Tax Administration (Skatteforvaltningen), Clarify your business status for tax purposes <https://skat.dk/skat.aspx?oid=2244446>

Danish Customs and Tax Administration (Skatteforvaltningen), Examples of employees <https://skat.dk/skat.aspx?oid=2244447&lang=us>

HK, Employee or independent? (Lønmodtager eller selvstændig?) <https://www.hk.dk/raadogstoette/freelancer/dine-pligter/status>

369 Freelance Guide, Operations, finance, tax and accounting (Drift, økonomi, skat og regnskab) <https://360freelanceguide.dk/drift-oekonomi/>

TBA Associates, Types of legal entities in Denmark <https://www.tba-associates.com/register-company-denmark/denmark-types-legal-entities/>

Danish Business Authority (Erhvervsstyrelsen), Self-employed and freelancers <https://danishbusinessauthority.dk/>

6 A CVR number (Centrale Virksomhedsregister nummer) is a company identification number used by Denmark's Central Business Register known as CVR (Det Centrale Virksomhedsregister - CVR). Any company in Denmark must register for a CVR number.

Legal Desk, How to get CVR number in Denmark <https://www.legaldesk.dk/en/how-to-get-cvr-number-in-denmark>

◆ カテゴリー 2

「報酬ベースの被用者 (honorarmodtager)」、報酬ベースの雇用されたフリーランサーと解釈され、報酬受領者または B 収入のフリーランサー (freelancere med B-indkomst) としている。

- ・ 報酬ベースの雇用されたフリーランサーのカテゴリーは雇用主と労働契約関係になく、同時に、自身が遂行する業務において金銭的リスクを負わない労働者を指す。
- ・ ここでは、フリーランスの活動は労働者の本業を補完、補助するものである。例えば、本業の補足として、労働者の余暇の時間に遂行される。本業が被用者であるか自営業のフリーランサーであるかを問わない。
- ・ この補完的な活動により、報酬ベースの雇用されたフリーランサーは単発で報酬を受け取る。
- ・ 年収は 5 万デンマーク・クローネ未満でなければならない。
- ・ 付加価値税を支払う必要はない。
- ・ 報酬ベースの雇用されたフリーランサーはインボイスを発行する。
- ・ 雇用主から控除されない、営業利益に対する税金 B 税 (B-skat) を支払わなければならない。
- ・ オフィス用品等の経費を納税申告書で控除することができる。

【例】

- ☞ 建築事務所の正規従業員として働く建築士。本業のほかに、余暇の時間に測量の業務に従事する。これらの業務は雇用主以外のクライアントから提供される。労働者は賠償責任がないことについてクライアントと合意する。自身の業務について金銭的リスクを負わないことから、労働者は自営のフリーランサーではない。また、当該労働者は給与を得ておらず、自身の業務や労働時間を段取りしていることから、被用者でもない。このため、労働者は雇用されたフリーランサーである。
- ☞ 写真撮影を趣味とする個人で、余暇の時間に田舎の風景を撮影する。デンマーク自然保護協会 (Danmarks Naturfredningsforening) から撮影の依頼を受け、協会の会報誌に写真が掲載されることもある。掲載された写真について報酬を得ている。労働者は協会と労働契約を結んでおらず、写真撮影に関連した金銭的リスクを負わないことから、報酬ベースの雇用されたフリーランサーとみなされる。

◆ カテゴリー 3

趣味のビジネス (hobbyvirksomhed) を含む「非営利事業」。

- ・ 非営利事業の主な特徴は営利目的ではないことである。二次的、趣味的な職業である。
- ・ 非営利事業は金銭的リスクを伴う場合とそうでない場合があり、「習慣的に、また、責任を持って」運営されない(十分な投資、資本金、広告など)。
- ・ ただし、特定の場合においては、営利を目的とした営業であっても、非営利事業とみなされることもある。実際、活動に対する労力や時間も考慮される。

【例】

- ☞ ある趣味のジュエリー製作者は通常、自宅から作品を販売するが、作品の人気が出たため、ショップをオープンすることを決めた。労働者はフルタイムの仕事に就いているので、ジュエリー販売は本業ではない。また、ジュエリーショップは週に4日、2時間半のみの営業である。労働者がこの趣味から得る収入はショップの家賃や地方紙への広告といった経費を賅うには不十分である。デンマーク関税局は、労働者は金銭的リスクを負っているが、ショップの営業時間は週に数時間のみであるため、活動は営利を目的とした営業ではないと判断した。活動による収入は関連する経費をカバーしていない。このため、非営利事業である。
- ☞ ある芸術家は毎年、自身の作品を展示しているが、利益はわずかである。事業は営利を目的としておらず、活動による収入は活動に対する労力や投資をカバーしていないため、非営利とみなされる。

◆ カテゴリー 4

「営利事業 (selvstændig)」また、**自営業**として知られる。

- ・ 営利事業のオーナーは金銭的リスクを負い、営利を目的とする。事業は必ずしも利益を得る必要はないが、これを目的としなければならない。
- ・ 事業は商務省 (Erhvervsstyrelsen) に登録しなければならない。事業を登録する際に以下のような法人の形態がある。
 - › 個人事業主 (個人所有の事業)
 - › 有限会社 (法人企業)
 - › ジェネラルパートナーシップ (法人企業)
 - › 有限パートナーシップ (法人企業)

自営業者は個人事業主、または、法人企業として事業を営むことができる。しかし、HK デンマーク労働組合によれば、自営業の大半は法人企業ではなく個人事業主を選択している。

より正確に言うと、デンマーク関税局は事業の経営と収益性に関する一定の必要条件を示している。

- ・ **事業の経営**：事業が「専門的かつ責任を持って」経営されていると評価される。以下のような特定の事業の側面を含む。
 - › 事業が「習慣的に、責任を持って」経営されているか否か、すなわち、十分な資金、「適切に広告された」営業時間、十分かつ回収する可能性のある投資を伴うこと
 - › 事業主が専門的スキルおよび訓練に関して十分な資質があるか否か
 - › 事業が継続的に「長期間にわたり」経営されているか否か
- ・ **事業の収益性**：デンマーク関税局が当該事業に収益性があるとみなすのは、「減価償却費を調整するのに十分な利益、投資利益率、[当該フリーランサーの] 労力に対する報酬を生む」場合である。営利事業であるか否かを査定する際には以下の要素が考慮される。

- ▶ **過去および現在の検討事項**：営利事業か否かを査定するために、経年的な収益性の査定を行う。事業は査定を受ける以前に一定期間営業していなければならない。デンマーク関税局が「2つの事業の会計結果が同じであっても、営利とも、非営利ともみなされうる。一方の事業の資産価値が下がらず、事業に対する労働時間が少ないのであれば、収益性の要件は低くなるだろう」と強調しているのは興味深い。
- ▶ **将来の検討事項**：ここでは、収益性の可能性が査定される。デンマーク関税局は、事業が利益を生むまでに必要とされる期間は事業の種類によって様々であるという事実を考慮に入れている。例えば、一般的な商品を販売する売店は、顧客基盤を形成するのにより多くの時間を必要とする専門店よりも早く利益を生みやすい。
- ▶ **予測と予算編成・調整**：事業主は事業を立ち上げる前に市場調査を行い、「現実的な」事業計画を立てることを期待される。収支予測が市場調査や市場の知識に基づいている時に事業計画は「現実的」だとみなされる。目標が達成されない場合、事業主はその理由の説明を求められる。デンマーク関税局は農業ビジネスにおける予算の間違いの例として「貯蔵品の水害」を挙げている。一方、デンマーク関税局は、家族の病気や貸付金の不足といった個人的な理由を認めていない。

【例】

- ☞ かつて絵画産業で働いていた個人が絵画ビジネスを立ち上げた。個人は自身の事業と付加価値税の登録を行った。また、ワゴン車や絵画の用具の購入といった経費が生じた。個人は請負業者としての仕事を見つけ、2人を採用した（アシスタントと見習い）。しかし、事業計画を用意していない。デンマーク関税局は、事業主が事業計画を用意していないが、これを営利事業と判断した。事業はすでに収益性があり、2人を採用したことで事業主は金銭的リスクを負っていることから、デンマーク関税局は事業が営利事業であるか否かを査定する際に事業計画がないことを「度外視」した。
- ☞ 個人は別のカテゴリーの活動を同時に行うことが可能であり、これにより、2つのカテゴリーに分類されることがある点に留意したい。デンマーク関税局は、狩猟・釣りの店の事業主の例を挙げている。店舗の経営やスタッフの管理といった本業の他に、個人は地元の学校で狩猟免許を申請する学生に対する授業を受け持っている。賃金は1授業当たりの定額で支払われ、授業の宣伝活動をしたり、教室を借りる必要もない。この事例では、個人は2つのカテゴリーに分類される。個人は金銭的リスクを負う営利事業を営み、同時に、金銭的リスクを負わずに授業に対する定額の報酬を得ていることから、地元の学校の報酬ベースの被用者でもある。

「趣味のビジネスを含む非営利事業」のカテゴリー3は正式な職業というよりは趣味とみなされるため、本レポートは他の3つのカテゴリーを「フリーランス」の形態として重点的に扱う。

要約すると、フリーランサーは以下の3つのカテゴリーで専門的に働くことができる。

- 被用者 (lønmodtager)
- 報酬ベースの被用者 (honorarmodtager)
- 営利事業 (selvstændig)

法制度

(医療保険、年金、労災保険など、フリーランサーを対象とする社会保障制度含む)

法制度の概要

デンマークでは様々な社会保障給付金を受給するためには多くの資格基準を満たさなければならない。これらの基準は個人が被用者として働くか、自営業者として働くかによって異なる。給付金の多くは労働環境に応じて異なるが、医療は国民に平等な普遍的制度に基づく。医療制度へのアクセスは労働要件ではなく居住要件に基づく⁷。

フリーランサーは被用者（雇用されたフリーランサー）、あるいは非被用者（自営業者 / selvstændig、または、報酬ベースのフリーランサー / honorarmodtager の場合）として扱われる。フリーランサーの社会保障制度の利用は働く状況によって異なる可能性がある。従って、下記のサブセクションはフリーランサーと、必要に応じて被用者として扱われるフリーランサーとを区別している。

社会保障は下記の法律に基づく。

- ・ **医療保険**：デンマーク医療法（Sundhedsloven）
- ・ **年金**：社会年金法（Bekendtgørelse af lov om social pension）、労働市場補足年金法（Bekendtgørelse af lov om Arbejdsmarkedets Tillægspension - ATP）
- ・ **傷害保険**：デンマーク労働者補償法（Bekendtgørelse af lov om arbejdsskadesikring）
- ・ **失業保険**：失業保険に関するデンマーク法（Bekendtgørelse af lov om arbejdsløshedsforsikring）
- ・ **休暇手当**：デンマーク休暇法（Ferieloven）
- ・ **疾病手当**：デンマーク疾病給付法（Lov om sygedagpenge）
- ・ **出産手当**：デンマーク出産法（Barselsloven）
- ・ **児童給付**：児童若年者給付に関するデンマーク法（Bekendtgørelse af lov om en børne- og ungeydelse）

◆ 医療保険

医療制度の利用はデンマーク医療法（Sundhedsloven）で規定されている。デンマーク国家の医療は皆保険制度で主に国税収入によって賄われている。中央政府は地域や地方自治体に助成し、地域や地方自治体が居住者に医療サービスの提供の責任を負う。プライマリーケア、スペシャリスト、長期ケア、メンタルヘルス、予防治療サービスの多くは無料である。法定の医療保険の他に、民間の補完的医療保険を個人的に購入する場合や、民間の補完的医療保険を雇用主から提供される場合もある。民間の医療保険は主に薬、歯科サービス（歯科治療の自己負担は平均6割）、理学療法等の公共の医療制度で完全にカバーされないその他医療サービスの法定自己負担を賄うのに利用される。2017年時点で、在住者の42%が主に Danmark という非営利組織の提供する補完的な任意の医療保険に加入していた。その他の30%は主に営利の保険会社7社の提供する補完的な医療保険に加入していた⁸。

デンマークの医療制度の利用は居住ベースで決定される。デンマーク在住者またはその他の EU、欧州経済地域

7 European Commission, Your social security rights in Denmark, 2019
https://www.a-kasser.dk/materiale/international/Your%20social%20security%20rights%20in%20Denmark_en.pdf

8 Danish Healthcare Act (sundhedsloven) <https://www.retsinformation.dk/eli/ta/2010/913>
The Commonwealth Fund, International healthcare system profiles – Denmark, 5 June 2020
<https://www.commonwealthfund.org/international-health-policy-center/countries/denmark>

(EEA) 加盟国、スイス在住者は公共の医療給付を利用する権利を有する⁹。

◆ 年金と給付

老齢年金は主に社会年金法 (Bekendtgørelse af lov om social pension) や労働市場補足年金法 (Bekendtgørelse af lov om Arbejdsmarkedets Tillægspension - ATP) によって規定されている¹⁰。

◆ 法定年金

被用者、自営業者はいずれも、定年時に強制年金スキーム (Obligatorisk Pensionordning) を介して法定年金 (folkepension) の権利を有する。現在の最低定年退職年齢は 65 ~ 67 歳で、個人の生年月日や性別に応じて異なる。例を挙げると、1953 年末以前に生まれた人の定年退職年齢は 65 歳で、1963 年以降に生まれた人の最低定年退職年齢は 67 歳である¹¹。

法定年金は以下の 2 つの要素からなる¹²。

- ・ 1 カ月当たりの基本額は 6,419 デンマーク・クローネ¹³ で、受給者の婚姻・同居関係を問わない。ただし、給与所得が 58 万 7,300 デンマーク・クローネ (2020 年) 以上の個人はベーシックインカムを受給権利がない (代わりに、高所得者は年金の受給開始を繰り下げることができる。繰下げ期間終了後、「繰下げ増額」の権利を有する)。年間の就労収入が 33 万 6,900 デンマーク・クローネ (2020 年) 以上の個人は基本額が減額される。個人の年収が 33 万 6,900 デンマーク・クローネ (2020 年) 未満の場合、満額の基本額の権利を有する¹⁴。
- ・ 補助年金は受給者の婚姻関係や収入に応じて異なる。以下は 2020 年の受給額である¹⁵。
 - › **独身者**：年間 8 万 8,700 デンマーク・クローネ (個人の年収が 36 万 5,300 デンマーク・クローネ以上は受給資格なし)
 - › **年金受給者と婚姻関係にある個人または同居している個人**：年間 17 万 7,700 デンマーク・クローネ (個人の年収が 44 万 6,000 デンマーク・クローネ以上は受給資格なし)
 - › **非年金受給者と婚姻関係にある個人または同居している個人**：年間 17 万 7,700 デンマーク・クローネ (個人の年収が 31 万 1,800 デンマーク・クローネ以上は受給資格なし)

個人の就労収入 12 万 2,004 デンマーク・クローネまでは補助年金の算出時に控除される¹⁶。

9 European Commission, Your social security rights in Denmark, 2019, p.18

https://www.a-kasser.dk/materiale/international/Your%20social%20security%20rights%20in%20Denmark_en.pdf

10 Social Pension Act (Bekendtgørelse af lov om social pension) <https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2019/983>

Labour Market Supplementary Pension Act (Bekendtgørelse af lov om Arbejdsmarkedets Tillægspension)

<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2014/1110>

11 Borger.dk, Before you retire (Før du går på folkepension)

The City of Copenhagen, When can I retire? <https://international.kk.dk/artikel/when-can-i-retire>

12 European Commission, Your social security rights in Denmark, 2019, p.41-42

https://www.a-kasser.dk/materiale/international/Your%20social%20security%20rights%20in%20Denmark_en.pdf

13 Denmark - Old-age pension and survivors <https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=1107&intPagelId=4494&langId=en>

14 Borger.dk, Basic amount and pension supplement (Grundbeløb og pensionstillæg)

<https://www.borger.dk/pension-og-efterloen/Folkepension-oversigt/foer-du-gaar-paa-folkepension/Folkepension-grundbeloeb-pensionstillæg>

15 Borger.dk, Basic amount and pension supplement (Grundbeløb og pensionstillæg)

<https://www.borger.dk/pension-og-efterloen/Folkepension-oversigt/foer-du-gaar-paa-folkepension/Folkepension-grundbeloeb-pensionstillæg>

16 Denmark - Old-age pension and survivors <https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=1107&intPagelId=4494&langId=en>

◆ 労働市場補足年金（ATP）

法定年金の他に、労働市場補足年金（Arbejdsmarkedets Tillægspension – ATP）に拠出していた者はこれを請求することができる。週労働時間が9時間以上の被用者はATPへの拠出が義務付けられている。自営業者は任意でATPに拠出できる。ATPの受給額は拠出額に応じて異なる。ATP受給額が年間3,050デンマーク・クローネ（2020年）を超える場合、毎月の支給となる。年間の受給額が3,050デンマーク・クローネ（2020年）以下の場合、年に1度合算での支給となる¹⁷。

個人のATPへの拠出は3分の1で、雇用主が3分の2を負担する。2020年のフルタイム従業員の拠出額は月額284デンマーク・クローネで、個人が94.65デンマーク・クローネ、雇用主が189.35デンマーク・クローネを拠出する¹⁸。

自営業者はATPに拠出する義務はない。ATPに任意で拠出するためには、以下の条件に従わなければならない。

- ・ 被用者として3年以上ATPに加入していなければならない
- ・ 3年分相当のATPへの拠出額を負担している
- ・ 自営業者としてATPに登録しなければならない¹⁹

◆ その他の年金

上記の法定年金やATPの他に、被用者や自営業者は2種類の年金への拠出を選択することができる²⁰。

- ・ 銀行や年金会社（pension company）の個人年金貯蓄スキームへの加入
- ・ 失業保険基金（A-kasse）を通じた早期退職スキーム（efterløn）への拠出。早期退職スキームは定年退職年齢前に年金を受給できる制度である。現在、早期退職金を受給できるのは62歳から定年退職年齢までである。最低退職年齢は2023年に64歳に、2028年に65歳に引き上げられる。受給するには、失業保険基金の加入期間が30年以上、早期退職スキームへの拠出期間が30年以上であることなどの要件を満たさなければならない²¹。

◆ 遺族年金

さらに、遺族は亡くなった配偶者または同居していたパートナーが老齢年金を受給していた場合、亡くなった配偶者または同居していたパートナーの老齢年金を死亡から3カ月間受給することにより、遺族年金（efterlevelseshjælp）を受給する資格を得る。遺族に遺族年金の受給資格がない場合でも、遺族と亡くなった配偶者または同居していたパートナーが死亡までの3年間同居していれば、遺族支援（assistance for survivors）を申請することができる。遺族支援は死亡後6カ月以内に申請しなければならない。遺族支援は一時払いで、2020年の受給額は最高1万5,046デンマーク・クローネである²²。また、遺族の大半には死亡給付金の受給資格がある。亡く

17 Borger.dk, About ATP Pension (Om ATP Livslang Pension) <https://www.borger.dk/pension-og-efterloen/ATP-Livslang-pension-oversigt/ATP-Livslang-Pension>

18 Borger.dk, About ATP Pension (Om ATP Livslang Pension) <https://www.borger.dk/pension-og-efterloen/ATP-Livslang-pension-oversigt/ATP-Livslang-Pension>

19 Djøf, Sickness unemployment and pension <https://www.djoef.dk/english/startups-and-self-employment/sickness-unemployment-and-pension.aspx>

20 The Danish Society of Engineers (Ingeniørforeningen i Danmark - IDA), Remember your pension if you are self-employed <https://english.ida.dk/remember-your-pension-if-you-are-self-employed>

21 Borger.dk, early retirement (efterløn) <https://www.borger.dk/pension-og-efterloen/Efterloen-fleksydelse-delpension/Efterloen>
OECD, Denmark: Pension system in 2018, p.4 <https://www.oecd.org/els/public-pensions/PAG2019-country-profile-Denmark.pdf>
Nordic Co-operation, The Danish pension system <https://www.norden.org/en/info-norden/danish-pension-system>

22 Borger.dk, Assistance for survivors (Efterlevelseshjælp) <https://www.borger.dk/sundhed-og-sygdom/doedsfald-og-begravelse/efterlevelseshjælp>

なった配偶者または同居していたパートナーに法定医療保険の資格がある場合に死亡給付金を受給できる。死亡給付金の受給額は亡くなった配偶者または同居していたパートナーの年齢や資産に応じて異なる²³。

◆ 傷害保険

仕事に関連した労働災害はデンマーク労働者補償法 (Bekendtgørelse af lov om arbejdsskadesikring) の下、ある程度保障される。同法 2 章 2 節に被用者ならびに労働者 (workers) 双方に補償が適用されると規定されている²⁴。

労働者は 2 種類の労働災害を補償される。1 つ目の補償対象となる負傷は工作中的の事故で、工作中または職場での事故または暴露 (incident or exposure) から 5 日以内に発生したものである。2 つ目の負傷は業務上疾病で、労働環境によって生じた、医師の証明のある精神的または身体的病状である。負傷した労働者は負傷に応じて様々な補償を受ける²⁵。

- ・ 永久的な損傷の補償 (永久的な損傷の 5% 以上)
- ・ 収入力の永久的な損失の補償 (永久的な損失の 15% 以上)
- ・ 大黒柱 (breadwinner) の死亡の補償 (遺族となった配偶者や子供は、年齢、健康、収入、雇用の状況等の様々な要素に応じて、補償を受ける)
- ・ 死亡の場合の扶養家族に対する暫定手当 (死亡時まで 2 年以上同居していた配偶者またはパートナーは手当を受給する権利を有する)
- ・ 医療費の返済 (デンマーク労働者補償法は国民皆保険に含まれない医療費を補償する場合がある)

工作中的の事故については、雇用主はいかなる事故についても、保険会社とデンマーク労働環境局 (Danish Working Environment Authority) に報告する義務がある。一方で、労働者自らが事故を報告することもできる。業務上疾病については、医師がデンマーク労働環境局と労働市場保険 (Arbejdsmarkedets Erhvervssikring - AES) に報告する義務がある。業務上疾病についても、個人が自身で報告することもできる。個々のケースは、労働災害の補償の審査を担当する公共機関の労働市場保険により査定される。従業員のいる自営業者は労働災害を補償するために保険会社を通して傷害保険に加入し、労働市場保険に登録する義務がある。従業員のいない自営業者は任意で傷害保険に加入することもできる²⁶。

◆ 失業保険

失業保険に関連する規則は失業保険に関するデンマーク法 (Lov om arbejdsløshedsforsikring) に規定されている。新法は 2017 年に可決、2018 年 7 月に施行され、資格規定の緩和や申請プロセスの促進によって自営業者の範囲が拡大した失業保険制度となり、税制と連動している。フリーランサーを対象としたこの改革による主なメリットは、個人が給与と自営業による収入等を合算した収入に基づいて失業手当を申請できるようになったことであ

23 European Commission, Your social security rights in Denmark, 2019, pp.40-42
https://www.a-kasser.dk/materiale/international/Your%20social%20security%20rights%20in%20Denmark_en.pdf

24 デンマーク労働者補償法 (Bekendtgørelse af lov om arbejdsskadesikring), 2 章 2 節
<https://workplacedenmark.dk/media/9224/workers-compensations-act-eo-278-140313.pdf>

25 European Commission, Your social security rights in Denmark, 2019, pp.32.34
https://www.a-kasser.dk/materiale/international/Your%20social%20security%20rights%20in%20Denmark_en.pdf

26 European Commission, Your social security rights in Denmark, 2019, pp.32.34
https://www.a-kasser.dk/materiale/international/Your%20social%20security%20rights%20in%20Denmark_en.pdf
 The Danish Society of Engineers (Ingeniørforeningen i Danmark - IDA), What insurance cover should you have as a self-employed person?
<https://english.ida.dk/what-insurance-cover-should-you-have-as-a-self-employed-person>

る²⁷。

被用者と自営業者は失業保険基金（A-kasse）に1年以上加入しており、過去3年間の収入が一定額を超える場合、失業手当を受給する権利がある。デンマークには23種類の失業保険基金がある。失業保険基金はフルタイム、パートタイムの加入員に提供される。すべての労働者が加入できるものと、特定の職業のみを対象とするものがある。例を挙げると、AJKS (Arbejdsløsheds-kassen for Journalistik, Kommunikation & Sprog) はジャーナリストを対象としている。また、ASE は最大級の失業保険基金である²⁸。ASE に関する英語の情報は下記で入手できる。

<https://www.a-kasser.dk/unemployment-insurance-funds.php>

被用者については、過去3年間の収入がフルタイム会員は23万3,376デンマーク・クローネ以上、パートタイム会員は15万5,580デンマーク・クローネ以上を要件とする（2019年）。自営業者については、合算した過去3年間の収入が（自営業と給与収入の双方を含むことが可能）23万3,376デンマーク・クローネ以上である（2019年）。失業手当の給付期間は2年間、最大3年間給付される。受給額は以前の給与（被用者の場合）や年齢（25歳未満か、以上か）、最近の訓練または教育の修了等に応じて異なる²⁹。

◆ 休暇手当

2018年にデンマーク議会はデンマーク休暇法（Ferie-loven）を可決し、同法は2020年9月1日に施行された。以前の法律では、被用者は5週間の有給休暇を取得する権利を有すると規定されている。雇用主が任意に付加的な休暇を提供する場合もある。自営業者については、事実上の被用者であり、そのように「誤分類され」ている場合を除き、有給休暇を取得する権利はない。新法で導入された主な改正は、被用者が年間25日の有給休暇を累積する方法に関するものである。以前は、被用者はその年に付与された休暇を翌年になるまで利用することができず、有給休暇は継続的なシステムによって管理されていた。現在の制度ではこの点が変更され、被用者は就業開始直後から有給休暇を利用できるようになった。すなわち、被用者は就労開始後、1カ月当たり2.08日の有給休暇を付与され、すぐに利用することも累積することもできる³⁰。

HK デンマーク労働組合は自営業者がどの程度の休暇手当を貯金・請求しておくべきか提案している。HK デンマーク労働組合は、自営業者は週当たりの請求額の2.5%を休暇手当として算出しなければならないと述べている。個人が6週間の休暇を取る場合、HK デンマーク労働組合は、請求額の15%を休暇手当として蓄えておくべきと提案している³¹。

27 Danish Act on Unemployment Insurance (Bekendtgørelse af lov om arbejdsløshedsforsikring m.v.)

<https://www.retsinformation.dk/eli/ta/2015/832>

Agreement on a new unemployment benefit system for the future labour market of May 2017 (Aftale om et nyt dagpengesystem for fremtidens arbejdsmarked)

https://bm.dk/media/6467/aftaletekst_dagpenge-pdf.pdf

European Commission, Denmark: A new unemployment insurance scheme for the future labour market, July 2017

<https://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=17993&langId=ga>

28 A-kasser, Unemployment insurance funds in Denmark <https://www.a-kasser.dk/unemployment-insurance-funds.php>

European Commission, Your social security rights in Denmark, 2019, pp.50

https://www.a-kasser.dk/materiale/international/Your%20social%20security%20rights%20in%20Denmark_en.pdf

29 European Commission, Your social security rights in Denmark, 2019, pp.50-51

https://www.a-kasser.dk/materiale/international/Your%20social%20security%20rights%20in%20Denmark_en.pdf

30 Djøf, Terms of employment <https://www.djoef.dk/english/terms-of-employment.aspx#IHoliday>

Thomson Reuters Practical Law, Employment and employee benefits in Denmark: Overview, February 2020

[https://content.next.westlaw.com/3-503-2570?_lrTS=20200810111822898&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)&firstPage=true](https://content.next.westlaw.com/3-503-2570?_lrTS=20200810111822898&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true)

31 HK Denmark, Are you entitled to holiday pay (HAR DU RET TIL FERIEPENGE?) <https://www.hk.dk/raadogstoette/freelancer/dine-rettigheder>

◆ 疾病手当

被用者や自営業者の疾病手当はデンマーク疾病給付法（Lov om sygedagpenge）の3章、4章に規定されている³²。

疾病手当は最長22週間給付される。受給資格のある自営業者は地方自治体に疾病手当を要求する権利を有し、休業初日から3週間以内に申請しなければならない。対象となるのは、疾病休暇以前の12カ月間のうち6カ月以上自営業として働いていた自営業者（自営業の期間が6カ月未満の場合、被用者としての就労も考慮される）である。併せて、週労働時間が標準的な契約上の労働時間とみなされる18.5時間以上でなければならない。手当の受給開始は発病から2週間後である（手当を早期に受給するために、民間の疾病保険への加入を選択することもできる）。手当の額は収入に基づき算出される³³。

被用者については、疾病手当の額は疾病休暇に先行する3カ月間の週労働時間や平均時給に基づく。疾病手当の上限は週当たり4,355デンマーク・クローネ、1時間当たり117.70デンマーク・クローネである。手当支給の最初の月は雇用主が支払いを担当し、地方自治体が還付する。一定の条件を満たす場合、地方自治体は付加的な手当を支給する場合がある³⁴。

被用者（lønmodtager）は疾病休暇初日から疾病手当を申請することができる。疾病手当を受給するには、被用者は以下の要件のいずれか1つを満たさなければならない。過去6暦月のうち240時間以上、労働市場に関わっていた（そのうち5カ月以上、1カ月当たり40時間以上雇用されていなければならない）、病気でなければ、失業手当を受給する資格がある（またはその他の手当）、前月中に18カ月間以上の職業訓練コースを修了した、フレックスジョブに就いている³⁵。

現在の法律では、労働者は被用者としての収入と自営業の収入を合算できないことに留意されたい。このため、個人が被用者として15万デンマーク・クローネ、自営業者として15万デンマーク・クローネの収入を得ている場合、収入の半額を基に疾病手当を申請しなければならない³⁶。

◆ 出産手当

出産手当に関する事柄はデンマーク出産法（Barselsloven）の主に2、4、6、8、9章に規定されている³⁷。

被用者と自営業者は一定の条件を満たす場合、出産休暇を取得する権利を有する。

出産手当を受給するには、被用者は出産休暇に先行する4暦月に160時間以上雇用されていなければならない（4カ月のうち3カ月以上は40時間）。被用者が雇用契約の一環として出産休暇の（一部）期間中、雇用主から手当の

32 Danish Sickness Benefit Act (Lov om sygedagpenge) <https://www.retsinformation.dk/eli/lt/a/2011/85>

33 European Commission, Your social security rights in Denmark, 2019, pp.21-23
https://www.a-kasser.dk/materiale/international/Your%20social%20security%20rights%20in%20Denmark_en.pdf
 The Danish Society of Engineers (Ingeniørforeningen i Danmark - IDA), Sickness benefits for the self-employed
<https://english.ida.dk/sickness-benefits-for-the-self-employed>

34 European Commission, Your social security rights in Denmark, 2019, pp.22-23
https://www.a-kasser.dk/materiale/international/Your%20social%20security%20rights%20in%20Denmark_en.pdf

35 HK Denmark, Freelancer as employee (payslip, payslip, fee statement) <https://www.hk.dk/raadogstoette/freelancer/dine-rettigheder/sygdowiki>

36 HK Denmark, Mixed freelancer (both salary and invoice) <https://www.hk.dk/raadogstoette/freelancer/dine-rettigheder/sygdowiki>

37 Danish Maternity Act (Barselsloven) <https://www.ilo.org/dyn/travail/docs/2052/Consolidation>

全額または一部を支給される場合、雇用主が手当の受給者となり、国から還付を受ける³⁸。

自営業者が出産手当を受給するには、出産休暇の開始に先行する6カ月間以上、就労していなければならない（開始の前月を含む）。併せて、過去12カ月のうち6カ月以上、週当たり18.5時間以上（契約上の週労働時間の半分）就労していなければならない。自営業の期間が6カ月未満の個人は被用者としての仕事を考慮に入れることができる。手当の支給額は収入等の要因に応じて異なる³⁹。

フリーランサーは、被用者としての収入、または、自営業者としての収入のいずれかに基づいて出産休暇を申請できる。このため、個人はすべての収入を合算し、双方の収入に基づき出産休暇を申請することはできない。例を挙げると、被用者としての収入が15万デンマーク・クローネ、自営業者としてのインボイスが15万デンマーク・クローネの個人は合算した30万デンマーク・クローネではなく、15万デンマーク・クローネのみに基づいた出産休暇を申請することができる⁴⁰。

出産休暇期間は被用者、自営業者とも同じである。妊婦は出産日前の4週間、出産日後の14週間の休暇を取得する権利を有する。併せて、父親は出産後14週以内に2週間の父親休暇を取得する権利を有する。この他、母親と父親間で都合に合わせて分割して取得できる32週間の両親休暇もある。出産休暇と両親休暇は合計で52週間となる⁴¹。

◆ 児童手当

デンマークで児童手当は児童・若年者手当 (børne- og ungeydelsen) または家族手当 (børnecheck) と呼ばれる。これらの手当は児童若年者給付に関するデンマーク法 (Bekendtgørelse af lov om en børne- og ungeydelse) に規定されている⁴²。

児童手当は就業形態を問わず支給される。児童手当は18歳未満の児童を持つデンマーク在住者にペイメント・デンマーク (Udbetaling Danmark) から支給される。ペイメント・デンマークは在住者を対象とする様々な公共サービスを処理する公共団体である。ただし、多くの手当については、欧州外の国籍の居住者が資格対象となるには、デンマーク（またはその他の欧州諸国）での在住または就労期間が10年以上でなければならない。手当は通常、母親に支給されるが、両親が同居しておらず、父親が子供の全親権を持つ場合、父親に支給される。特定の状況においては、必要に応じて、その他の受給者に手当が支給される場合もある。手当の額は両親の収入に応じて異なる。児童手当が全額支給されるのは、それぞれの年収が80万100デンマーク・クローネ未満の場合である（2020年）⁴³。

38 European Commission, Your social security rights in Denmark, 2019, pp.13-15
https://www.a-kasser.dk/materiale/international/Your%20social%20security%20rights%20in%20Denmark_en.pdf

39 European Commission, Your social security rights in Denmark, 2019, pp.13-15
https://www.a-kasser.dk/materiale/international/Your%20social%20security%20rights%20in%20Denmark_en.pdf
 The Danish Society of Engineers (Ingeniørforeningen i Danmark - IDA), Maternity / paternity leave as a self-employed person
<https://english.ida.dk/maternitypaternity-leave-as-a-self-employed-person>

40 HK, Maternity leave for freelancers, temps and the self-employed <https://www.hk.dk/raadogstoette/freelancer/dine-rettigheder/barselwiki>

41 European Commission, Your social security rights in Denmark, 2019, pp.13-15
https://www.a-kasser.dk/materiale/international/Your%20social%20security%20rights%20in%20Denmark_en.pdf
 The Danish Society of Engineers (Ingeniørforeningen i Danmark - IDA), Maternity / paternity leave as a self-employed person
<https://english.ida.dk/maternitypaternity-leave-as-a-self-employed-person>

42 Danish Act on Child and Youth Benefits (Bekendtgørelse af lov om en børne- og ungeydelse) <https://www.retsinformation.dk/eli/ta/2016/609>

43 Borger.dk, When your child and youth benefit is reduced (Når din børne- og ungeydelse er nedsat)
<https://www.borger.dk/familie-og-boern/Familieydelse-oversigt/Boerne-ungeydelse/Boerne-ungeydelse-nedsaettelse>

2020年の支給額は以下のとおり⁴⁴。

- ・ 0～2歳：四半期当たり 4,596 デンマーク・クローネ
- ・ 3～6歳：四半期当たり 3,639 デンマーク・クローネ
- ・ 7～14歳：四半期当たり 2,862 デンマーク・クローネ
- ・ 15～17歳：月当たり 954 デンマーク・クローネ

44 Borger.dk, Child and youth benefit (Børne- og ungeydelse) <https://www.borger.dk/familie-og-boern/familieydelse-oversigt/boerne-ungeydelse>

市場統計とフリーランサーの 人数に関する統計

デンマーク統計局は、四半期、年ごとに被用者と自営業者の人数を発表している。ただし、フリーランサーは区別されていない。以下のように4種のグループに分類している（図表2）。

図表2 2008～2019年のデンマークの被用者数と自営業者数（単位：千人）

就業形態別人数												
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
総雇用者	2,775	2,661	2,601	2,590	2,567	2,559	2,580	2,624	2,668	2,669	2,740	2,780
被用者	2,518	2,417	2,377	2,370	2,349	2,346	2,370	2,409	2,458	2,492	2,536	2,568
自営業者	226	233	216	214	212	208	205	208	207	199	196	205
その他雇用者	11	11	8	6	6	4	4	7	9	8	8	7

2019年第2四半期の発表については、補助的な情報を用いる新たな要素が導入されたため、労働力調査（LFS）の時系列は2008年に遡り改定された。新たな数値は以前よりも質が高く、主な数値は2015/2016年度～2016/2017年度にかけてのデータの間断期間に調整された。

出所：デンマーク統計局、Employed by professional status and time

<https://www.statbank.dk/10312>

デンマーク統計局への取材により、図表中の用語が明確になった⁴⁵。

- ・「**総雇用者**」：「雇用されている」労働者だけでなく、「活動している労働力」の総数を指す。言い換えると、被用者と自営業者を含む。
- ・「**その他雇用者**」：家族経営の会社の配偶者や家族従業員を指す。

調査は自己申告に基づくため、図表は正式に登録された被用者数、自営業者数に基づいておらず、労働者が自身をどのように認識しているかを反映している。前述したとおり、税制の観点から、フリーランサーは自身の状況に応じて「被用者（lønmodtager）」または「自営業者（selvstændig）」とされるが、デンマーク統計局の統計では、労働者は自身の認識に基づき自身の就業形態を申告しており、必ずしも税制上の分類に基づいていない。例えば、デンマーク統計局では、「報酬ベースの被用者（honorarmodtager）」等の形態のフリーランサーは、図表2では「自営業者」に分類されることが多い。デンマーク統計局の数値がデンマーク税務局の数値と一致しているか否かを確認することはできない。

デンマーク統計局によると、2019年のデンマークの労働者数は278万人で、うち20万5,000人（7.4%）が、税制上の就業形態にかかわらず、自身を自営業者とみなしていた。

45 Statistics Denmark, Employed by professional status and time <https://www.statbank.dk/10312>

デンマーク統計局労働力部門の上級職員とのメールインタビューは2020年8月31日に実施された。

興味深いことに、DanskArbejdsgiverforening（デンマーク事業者連盟）の報告書「Part-Time Employees, Time-Limited Employees And Freelancers」は2017年の福祉制度における自営業者に関する作業部会（Working Group on Self-Employed Persons in the Benefit System）の調査報告書に言及している。調査によれば、デンマークの労働人口年齢の9%がフリーランスの仕事から収入を得ているが、フリーランスの仕事が主な収入源であるのはわずか1%だった。0.2%がフリーランスや手数料に基づく仕事を唯一の収入源としていた⁴⁶。

46 Confederation of Danish Employers (Dansk Arbejdsgiverforening), Part-Time Employees, Time-Limited Employees And Freelancers (Deltidsansatte, Tidsbegrænset Ansatte Og Freelancere), August 2019, p7.
https://www.da.dk/globalassets/1%C3%B8n-og-ans%C3%A6ttelse/deltidsansatte_tidsbegr%C3%A6nset-ansatte-og-freelancere-2019.pdf

協会、サービス

(フリーランスの仕事をサポートする仲介事業者や Upwork 等のウェブサイト)

デンマークには下記のようなフリーランサーを支援する組合や協会といった多くの組織がある。

■ デンマーク・ジャーナリスト組合 (Dansk Journalistforbund - DJ)

1961年にジャーナリズム、メディア、情報分野で働く被用者、フリーランサーを代表する労働組合として設立された。ジャーナリスト、ドキュメンタリー制作者、カメラマン、漫画家らが加入する。DJはマスコミの自由や労働条件・権利の改善を目指している⁴⁷。組合内にはフリーランサーに特化したサブグループがあり、約3,000人加入している。フリーランスグループ (Freelancegruppen) は出産休暇、税金、手数料、疾病に関するテーマについて、多岐にわたる情報やコース、イベントを提供している。例を挙げると、サブグループは新規フリーランサーの支援を目的としたオンラインプラットフォーム「メディア・情報産業のフリーランサー、自営業者向け 360度ガイド (Guide til freelancere og selvstændige inden for medier og kommunikation)」を設立した⁴⁸。

■ HK デンマーク労働組合

1900年設立の労働組合である。事務職、小売業関連の労働者を代表する。HK デンマーク労働組合は専業で、または、部分的にフリーランサーまたはインディペンデント・コントラクターとして働く労働者向けのウェブサイト freelancer.dk を運営する。HK デンマーク労働組合はこの他、Servicebureau For Freelancere (フリーランサー向けサービス・エージェンシー) を運営し、フリーランサーに8%課金している。サービスは非拘束式で、会員でなくともエージェンシーを利用できる。

■ Djøf (デンマーク弁護士・エコノミスト協会)

会員8万人の労働組合。Djøfはプラットフォーム経済の活用を選択し、プラットフォームの Worksome と契約を締結した。Djøfの交渉人 Charlotte Thaning によれば、このようなプラットフォームは労働市場の一部では不可欠となりつつあり、「距離を取るよりも、その影響力を追求する」段階にある。Charlotte Thaning は、プラットフォームを介して、フリーランサーとして、専業で、あるいは、部分的に収入を得る会員は増えるとみており、プラットフォームを適切に利用することが重要だとしている。Worksome との契約には、契約関係、保険、債権回収プロセスといった要素が含まれる⁴⁹。

■ デンマーク作家協会 (Dansk Forfatterforening)

1894年に設立され、作家、翻訳者、イラストレーターといった会員が約1,300人加入している。同協会の対象はフリーランサーに限らないが、概ねそのような形態で働く労働者に対応している。同協会はワークショップやネットワーキングの機会、契約に関する有益な情報を提供している。さらに、同協会には文学ジャンルや活動の異なる5つのサブグループがある。サブグループは付加的サポートを提供し、会員の権利を擁護する。例えば、フィクション・

47 Danish Union of Journalists (Dansk Journalistforbund - DJ) <https://journalistforbundet.dk/dj-english>

48 Danish Union of Journalists (Dansk Journalistforbund - DJ), <https://journalistforbundet.dk/freelancer-selvstaendig>

Danish Union of Journalists (Dansk Journalistforbund - DJ), Freelancers & the self-employed (Freelancer & selvstændig), 360° guide for freelancers and the self-employed in media and communications (Guide til freelancere og selvstændige inden for medier og kommunikation), <https://360freelanceguide.dk/>

49 Djøfbladet, 6 advantages and 7 disadvantages of the platform economy (6 fordele og 7 ulemper ved platformøkonomien), 24 September 2019

https://www.djoefbladet.dk/artikler/2019/9/arbejdsmarked-i-atomer.aspx?utm_Source=SilverpopMailing&utm_medium=email&utm_campaign=DB_2019_Uge39+%281%29&utm_content=&spMailingID=7297324&spUserID=OTM00TQ5NTg10TgS1&spJobID=1353052423&spReportId=MTM1MzA1MjYmWwS2

グループ (Skønlitteræres gruppe) は図書館・書店手数料の交渉サポートや資金の配分を行う⁵⁰。

デンマーク・エンジニア協会 (Ingeniørforeningen i Danmark – IDA)

1964年に設立され、フリーランサーに特化していないが、ウェブサイトにはフリーランサーになる方法や経営面に関する情報が掲載されている。会員は協会から直接アドバイスを受けられる。IDAは就業形態ではなく教育に基づき会員を受け入れる。会員候補者は、コンピュータサイエンス、IT、工学、自然科学分野の卒業生でなければならない。会員の特典には、イベント、法律アドバイス、キャリアアドバイス、保険アドバイスが含まれる⁵¹。

デンマーク・ビジュアルアーティスト (Billedkunstnernes Forbund)

1969年に設立され、グラフィックデザイナー、画家、彫刻家といった様々な芸術家が加盟する。同協会の目的は、ロビー活動を通して、経済的、社会的保障の面でビジュアルアーティストの状況を改善することである。また、芸術家の自由の擁護を掲げている。会員数は約1,500人⁵²。

フリーランサー向けプラットフォーム

デンマークには著名な国際的なフリーランサー向けプラットフォームのほか、様々なプラットフォームがある。例えば、フォーブス誌の最近の記事には以下のデンマークのフリーランサー向けプラットフォームが掲載されている⁵³。

Amino

デンマーク初の国内のフリーランサー向けプラットフォームで、2007年に設立された。Aminoは当初、起業家向けテックサービスに特化したウェブサイトだった。数年後には、会計、執筆、マーケティング、設計、金融等その他の多くのサービスを含めるまでに拡大した。また、プラットフォームフリーランサーが質問したり、様々なトピックについてディスカッションできるフォーラムがある⁵⁴。

Worksome

デンマークのフリーランサー向けプラットフォームで、2016年に設立された。Worksomeの特徴は迅速さで、企業が高いスキルを持つフリーランサーを迅速に見つけることを目指している。企業は求人広告を出したり、フリーランサーのプロフィールを閲覧できる。Worksomeはロンドンにも支社がある⁵⁵。

Workstable

Worksomeの親プラットフォームで、2018年に設立された。大企業のマーケティング業務とSEO、SEM分析、プロジェクトマネジメント、グラフィックデザイン、UXデザイン、コピーライティング等に関連した専門知識を持つフリーランサーとのマッチングに特化した専門サイトである⁵⁶。

50 Danish Authors' Society (Dansk Forfatterforening) <https://danskforfatterforening.dk/danish-authors-society/>

The Danish Authors' Society (Dansk Forfatterforening), the Fiction Group (Skønlitteræres gruppe) <https://danskforfatterforening.dk/s-gruppen/>

51 The Danish Society of Engineers (Ingeniørforeningen i Danmark - IDA), Self-employed consultant and freelancer <https://english.ida.dk/self-employed-consultant-and-freelancer>

52 Danish Visual Artists Association (Billedkunstnernes Forbund) <https://www.bkf.dk/bkf-in-english/>

53 Jon Younger, "Denmark joins the freelance revolution", Forbes, 11 September 2019 <https://www.forbes.com/sites/jonyounger/2019/09/11/denmark-joins-the-freelance-revolution/#163a0c97333d>

54 Amino <https://www.amino.dk/freelancer/>

55 Worksome <https://www.worksome.dk/>

56 WorkStable <https://www.workstable.dk/>

■ Gigstar

2019年に誕生したアプリである。サービス産業や管理分野の労働者を対象とした短期のフリーランス業務を主に扱う。パートナーやウェイト、販売促進・展示会の作業員、便利屋、キッチンヘルパー、運転手といった職種が含まれる。Gigstarのウェブサイトによれば、労働者は皆、組合規則の影響を受けない独立したフリーランサーだという⁵⁷。

■ Hilfr

2017年設立のフリーランサー向けプラットフォームで、個人宅のクリーニングサービスを提供する。Hilfrはフリーランス向けのサービスと、労働組合の合意により保障された適切な労働条件とを組み合わせる前例を作ったパイオニアになった（後述のフリーランサー活用企業の章参照）⁵⁸。

■ MarketingCapacity

マーケティング・通信分野のフリーランサーに特化したデンマークのプラットフォームである⁵⁹。デンマーク企業が「新たなコンピテンシーを備えた常設のチームを補完することにより結果を出す」よう働きかける。MarketingCapacityを介してフリーランサーを採用した約2,000社のリストを掲載している⁶⁰。

オンラインタレントプラットフォーム

また、グローバルなオンラインタレントプラットフォームがデンマークのフリーランサーの間にも浸透し始め、デンマーク国内外の顧客にサービスを提供している。Upwork、Fiverr、Freelancer.com、eworkgroup等である。

- ・ **Upwork** : 顧客はデンマークのフリーランサーを⁶¹、または、フリーランサー職のリストを閲覧できる⁶²。
- ・ **Fiverr** : 顧客は「ベスト・デンマーク・エキスパート」⁶³、または、「ベスト・デンマーク・サービス」を検索できる⁶⁴。
- ・ **Freelancer.com** : 顧客は「デンマークで採用するフリーランサー」⁶⁵、または、デンマークの求人を検索できる⁶⁶。
- ・ **Ework** : 顧客は「求人リスト」⁶⁷、または、「コンサルタント」を検索できる⁶⁸。

57 Gigstar <https://gigstar.app/?lang=en>

58 Hilfr <https://hilfr.dk/>

59 MarketingCapacity <https://marketingcapacity.dk/>

60 List of 2000 companies that have hired freelancers through MarketingCapacity <https://marketingcapacity.dk/>

61 Upwork, Browse Danish freelance jobs <https://www.upwork.com/l/dk/h/>

62 Upwork, Danish positions <https://www.upwork.com/freelance-jobs/danish/>

63 Fiverr, Hire the Best Danish Experts <https://www.fiverr.com/hire/danish>

64 Fiverr, Get the Best Danish services <https://www.fiverr.com/gigs/danish>

65 Freelancer.com, Freelancers for hire in Denmark <https://www.freelancer.com/freelancers/Denmark/all/>

66 Freelancer.com, Danish jobs <https://www.freelancer.com/jobs/danish/>

67 eworkgroup <https://www.eworkgroup.com/dk/konsulent/>

68 eworkgroup, consultants <https://www.eworkgroup.com/dk/virksomhed/>

フリーランサー利用企業の成功事例

Hilfr

デンマークでは、Hilfr はフリーランサーを利用する企業の革新的な事例とみなされている。Hilfr は 2018 年 8 月 1 日にデンマークの労働組合 3F と歴史的な団体協約を締結した。これは、デンマークのプラットフォーム企業が労働組合と協約を締結した最初の事例であった。Hilfr には現在、2 種類のフリーランサーが存在する⁶⁹。

- ・「Freelance hilfrs」は、同社のすべての労働者が組合との協約を締結する前にしていたように、典型的なギグ・エコノミーのフリーランサーとして働く。時間給を設定し、税務当局に B 収入を報告しなければならない。
- ・「Super hilfrs」は労働協約の対象となる労働者である。最低賃金は 1 時間当たり 141.21 デンマーク・クローネで、同社の被用者とみなされる。税務報告は Hilfr が行う。協約を締結していることから、様々なベネフィットがあり、最低賃金が設定されている。ベネフィットには、年金貯蓄の雇用主負担、休暇手当、疾病手当などが含まれる。
- ・「Freelance hilfrs」は「Super hilfrs」への変更を選択できる。

このため、Hilfr は自社を「社会的責任がある」とブランディングしている。

Djøf（デンマーク弁護士・エコノミスト協会）もプラットフォーム経済を受け入れ、プラットフォームの Worksome と契約を締結した⁷⁰。

Novozymes

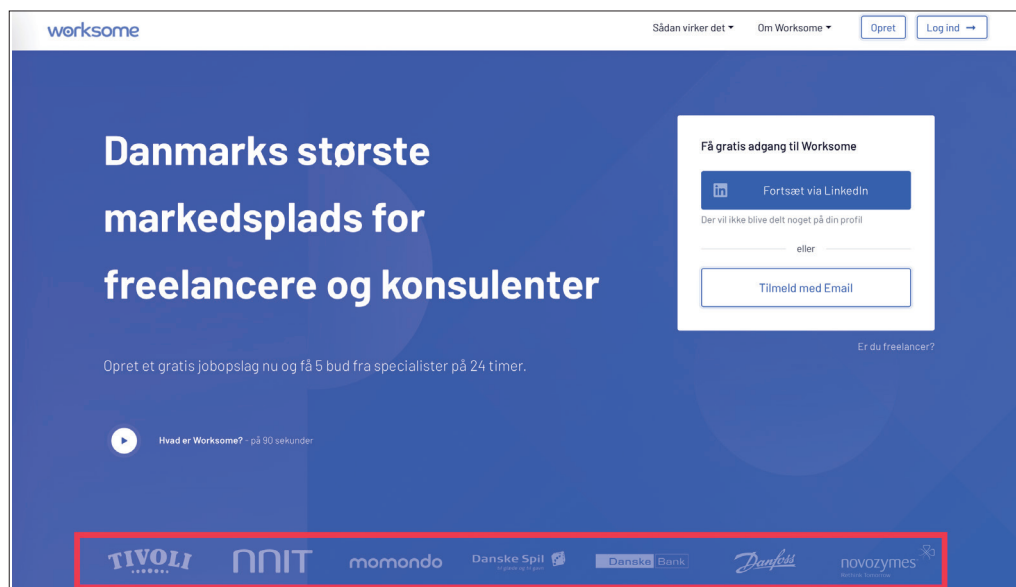
グローバルなバイオテクノロジー企業でコペンハーゲン近郊に本社を置く Novozymes はフリーランサーを活用する企業である。フォーブス誌によれば、同社はフリーランサープラットフォーム Worksome の主要顧客である（2019 年時点）。Novozymes は、デンマーク企業は従来からフルタイムの被用者に対する良好な労働条件に重きを置いてきたが、ギグ・エコノミー労働者はいまだに目新しい存在であり、彼らに対する義務についてはガイダンスも限られていると断言する。一方で、同社はまた、今後 3～5 年で、フルタイムの被用者と臨時的なフリーランサーとを組み合わせる必要性は増していきだろうと認識している。このため、近い将来にタレント・アジリティに対するニーズが生じる。すなわち、企業はますます、常用ベースでは必要がないことが分かっているフリーランサーの迅速な採用を求めようになる⁷¹。

69 Hilfr blog, Historic agreement: First ever collective agreement for the platform economy signed in Denmark <https://blog.hilfr.dk/en/historic-agreement-first-ever-collective-agreement-platform-economy-signed-denmark/>
Hilfr' s agreement with 3F (Hilfrs overenskomst med 3F) <https://hilfr.dk/om-super-hilfrs>

70 Djøfbladet, 6 advantages and 7 disadvantages of the platform economy (6 fordele og 7 ulemper ved platformøkonomien), 24 September 2019 https://www.djoefbladet.dk/artikler/2019/9/arbejdsmarked-i-atomer.aspx?utm_Source=SilverpopMailing&utm_medium=email&utm_campaign=DB_2019_Uge39+%281%29&utm_content&spMailingID=7297324&spUserID=OTM00TQ5NTg10TgS1&spJobID=1353052423&spReportId=MTM1MzA1MjQyMwS2

71 Novozymes <https://www.novozymes.com/en/about-us>
Jon Younger, "Denmark joins the freelance revolution", Forbes, 11 September 2019 <https://www.forbes.com/sites/jonyounger/2019/09/11/denmark-joins-the-freelance-revolution/#163a0c97333d>

図表 3 Worksome の主要顧客



出所：Worksome, <https://www.worksome.dk/>

上記のサイト（図表 3）に記載されている Worksome の主要顧客は下記のとおり。

- ・ **Tivoli**：コペンハーゲン中心部の有名なアミューズメントパーク
- ・ **NNIT**：グローバルな IT コンサルティングサービスプロバイダー
- ・ **momondo**：フライト、ホテル、レンタカー、パッキングツアーを比較するデンマークの旅行検索サイト
- ・ **DanskeSpil**：デンマーク国有の賭博事業（この企業は継続的にフリーランサーを利用しており、他の人材サービス会社 Fujitsu を介して四半期当たり 10 人のコンサルタントを採用する）⁷²。
- ・ **DanskeBank**：デンマーク最大の銀行
- ・ **Danfoss**：デンマークのグローバル企業で、エネルギー効率の高い HVAC（暖房、換気、空調）製品およびサービスを専門とする

72 Fujitsu, Customer Case Study https://www.fujitsu.com/dk/Images/CS_2019Sept_Danske%20Spil_US%20Eng_v1.0.pdf

フリーランスに関する報告書や研究、 文献、研究者

デンマークのフリーランサーに関する文献を紹介する。

- ・ 2019年、欧州委員会はデンマークの社会保障権に関する詳細な報告書を発表した。同報告書は、被用者、自営業者双方を対象とし、関連法や各種ベネフィットを担当する公共団体のレファレンスを含んでいる。
欧州委員会、Your social security rights in Denmark 参照
https://www.a-kasser.dk/materiale/international/Your%20social%20security%20rights%20in%20Denmark_en.pdf
- ・ ハンス・ベックラー基金（Hans-Böckler Foundation）の経済社会研究所（WSI）はドイツのデュッセルドルフを拠点とする独立系学術機関である。2018年に自営業者を含む「非典型雇用の」デンマークの労働者の社会的保護に関する研究を発表した。
Mikkkel Mailand and Trine P. Larsen, Hybrid work – Social protection of atypical employment in Denmark, Institute of Economic and Social Research (WSI) , 2018 参照
https://www.boeckler.de/pdf/p_wsi_studies_11_2018.pdf
- ・ 2017年、欧州委員会はデンマークの自営業者の失業スキームに関する報告書を発表した。
European Commission, Denmark: A new unemployment insurance scheme for the future labour market, July 2017 参照
<https://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=17993&langId=ga>
- ・ The Dansk Arbejdsgiverforening（デンマーク雇用主連盟）は2019年8月に「Part-Time Employees, Time-Limited Employees And Freelancers」という表題の報告書を発表した。
Dansk Arbejdsgiverforening (Confederation of Danish Employers) : Deltidsansatte, Tidsbegrænset Ansatte Og Freelancere (Part-Time Employees, Time-Limited Employees And Freelancers) , August 2019 参照
https://www.da.dk/globalassets/1%C3%B8n-og-ans%C3%A6ttelse/deltidsansatte_tidsbegr%C3%A6nset-ansatte-og-freelancere-2019.pdf
- ・ The Fagbevægelsens hovedorganisation（デンマーク労働組合連合）は2017年に非典型労働の状況に関する報告書を発表した。
Fagbevægelsens hovedorganisation (Denmark Trade Union Confederation) : Atypisk beskæftigelse i Danmark Om deltidsansattes, midlertidigt ansattes og soloselvstændiges vilkår (Atypical employment in Denmark On the conditions of part-time, temporary and solo self-employed) 参照
<https://fho.dk/wp-content/uploads/lo/2017/09/atypisk-beskaeftigelse-i-danmark-steen-scheuers-rapport-endelig-rettet-version.pdf>

- ・ HK デンマーク労働組合は「Digitale trends & det danske arbejdsmarked (デジタルトレンドとデンマークの労働市場)」という表題のデジタルトレンドに関する報告書を発表した。同報告書にはフリーランサーの状況に関する情報が含まれる。例えば、3 ページではデンマークのフリーランサーと Upwork との提携について書かれている。

TENKETANKENCEVEA and HK Denmark: Digitale trends & det danske arbejdsmarked (Digital trends & the Denmark labour market) 参照

<https://www.hk.dk/-/media/dokumenter/om-hk/politiske-maerkesager/cevea-rapport---digitalisering-og-platform.pdf>

2019年のデンマーク・ジャーナリスト組合（Dansk Journalistforbund – DJ）による研究論文はフリーランサーやデンマークの労働市場に関する今後のトレンドを下記のように特定している⁷³。

- ・ 特定の業務・プロジェクトのためにコンサルタントとして採用されるフリーランサーが増加する
- ・ 複数の収入源を組み合わせた「マルチジョバー（multijobbere）」と、雇用とフリーランス双方を目指す「コンビナイター（kombinatører）」が増加する
- ・ 一時期に1社で、常用雇用契約を結ばず働く短期の被用者が増加する

同論文によると、デンマークの統計は「現状では、緩やかだが着実な増加にとどまって」おり、「非正規雇用は見込みほど増加していない」。

73 Danish Union of Journalists (Dansk Journalistforbund – DJ), 11 trends that shape the future of the communication and media industry (11 Tendenser – som former fremtiden for fagene i kommunikations- og mediebranchen), section 10 - The labour market is being atomised and creating a boom in freelancers and the self-employed (Arbejdsmarkedet atomiseres og skaber boom i freelancere og selvstændige), pp.39-41, March 2019
<https://journalistforbundet.dk/sites/default/files/inline-files/Fagenes%20Fremtid%20-%202011%20Tendenser.pdf>

フリーランスに関連した 新型コロナ対策の概要

デンマーク政府は新型コロナウイルス感染拡大への対応として、多くの財政支援パッケージを導入している。

図表 4 デンマーク政府による新型コロナウイルス関連支援パッケージの概要

イニシアティブの概要

- ・デンマーク政府と連合議会は、CVR 番号を持つデンマークのすべての企業、100% 外資企業を対象とした複数の救済パッケージを承認した。
- ・様々な政府のイニシアティブ、ホットライン等を掲載するポータルサイト (virksomhedsguiden.dk) がある。(デンマーク語のみ)
- ・すべてのスキームは監査役による最終申請の監査を必要とする。

賃金補償スキーム	付加価値税、 税の納付延期	自営業者向け補償	固定費の補償	中止イベントの補償	政府基金からの 融資補償
<p>Få hjælp til lønudgifter (Lønkomensation)</p> <p>Din virksomhed kan få midlertidig lønkomensation, hvis du forventer at skulle afskedige medarbejdere som følge af coronavirus/covid-19.</p> <p>Læs mere</p>	<p>Udskyd afregningen af moms, AM-bidrag og A-skat</p> <p>Fristen for afregning af A-skat, AM-bidrag og moms kan forlænges som følge af coronavirus/covid-19.</p> <p>Læs mere</p>	<p>Få kompensation som selvstændig eller freelancer</p> <p>Selvstændige, freelancere og andre virksomheder med maksimalt 10 fuldtidsansatte kan få midlertidig kompensation for tabt omsætning som følge af coronavirus/covid-19.</p> <p>Læs mere</p>	<p>Få hjælp til din virksomheds faste omkostninger</p> <p>Som virksomhed kan du ansøge om kompensation for en andel af din virksomheds faste omkostninger.</p> <p>Læs mere</p>	<p>Få hjælp, hvis du har aflyst eller udskudt et større arrangement</p> <p>Som arrangør kan du søge om at få kompensation for dine tab som følge af coronavirus/covid-19.</p> <p>Læs mere</p>	<p>Få en lånegaranti hos Vækstfonden</p> <p>Virksomheder, der er påvirket af coronavirus/covid-19, kan søge om statsgaranterede lån og driftskreditter.</p> <p>Læs mere</p>

出所：デンマーク外務省（Udenrigsministeriet） - Invest in Denmark, Denmark Covid-19 government support schemes
<https://investindk.com/-/media/invest-in-Denmark/publications/idk-Denmark-government-covid-19-support-schemes-iv.ashx>

図表 4 で説明されているように、世界的なパンデミックのため金銭的に困難な状況にある労働者と事業主に対するデンマーク政府による支援には、自営業者やフリーランサーを対象とした施策が含まれる。より正確に言うと、自営業者とフリーランサーには 2020 年 3 月 9 日から 8 月 8 日までの売上または収入の損失に対する一時的な補償を受ける資格がある。商務省（Erhvervsstyrelsen）は就業形態（自営業者またはフリーランサー）に基づく金銭支援を受けるのに必要な要件を以下のように示している⁷⁴。

74 Danish Business Authority (Erhvervsstyrelsen), Self-employed and freelancers <https://danishbusinessauthority.dk/>

資格要件

◆ CVR 番号を持つ自営業者 (selvstændig)

- ・ パンデミック以前の平均売上高が 1 カ月当たり 1 万デンマーク・クローネ以上
- ・ 雇用する従業員（フルタイムの被用者）は 25 人以下（パートタイムの被用者については、パートタイムの被用者 2 人でフルタイムの被用者 1 人に換算）。
- ・ パンデミックによる売上の損失の見込みが 30% 以上

◆ B 収入のフリーランサー、また、報酬ベースの被用者 (honorarmodtager) として知られる

- ・ パンデミック以前の B 収入（自身のインボイスによる収入）が 1 カ月当たり平均 1 万デンマーク・クローネ以上
- ・ パンデミックによる収入の損失の見込みが 30% 以上

◆ A 収入 + B 収入のフリーランサー

（リサーチャーの理解では、被用者 (lønmodtager) として A 収入を、報酬ベースの被用者 (honorarmodtager) として B 収入を得るが、自営業者 (selvstændig) として事業を登録していないフリーランサー)

- ・ パンデミックによる A 収入と B 収入を合わせた損失の見込みが 30% 以上
- ・ 2019 年またはパンデミック以前の 12 カ月間の A 収入と B 収入の合計が 1 カ月当たり平均 1 万デンマーク・クローネ以上
- ・ 上述の期間中の B 収入が 1 カ月当たり 5,000 デンマーク・クローネ以上、A 収入が 1 カ月当たり 2 万デンマーク・クローネ未満
- ・ A 収入の比率が 55% 以上

◆ 例外

- ・ 2020 年の収入が 8 万デンマーク・クローネ以上は対象外

補償

上記の要件を満たす自営業者やフリーランサーは金銭的損失の補償を受けることができる。補償率は付加価値税を除く売上または収入の 1 カ月当たり平均損失の 9 割に設定されている。法的に閉鎖を要請された事業については、補償率は 100% になる。

ただし、補償率の上限は、1 カ月当たり 2 万 3,000 デンマーク・クローネ、または、A 収入と B 収入を合わせるコンバイナーについては、1 カ月当たり 2 万デンマーク・クローネとなる^{75 76}。

政府のビジネスガイドプラットフォーム Virksomhedsguiden で一覧表を閲覧できる（デンマーク語）

<https://virksomhedsguiden.dk/content/>

75 Danish Business Authority (Erhvervsstyrelsen), Virksomhedsguiden (Business Guide) <https://virksomhedsguiden.dk/>

76 HK, Guide to coronavirus (Coronaguide) <https://www.hk.dk/raadogstoette/freelancer/toolbox/coronaguide>

疾病手当

自営業者に対して、新型コロナウイルス関連の病欠の初日から疾病手当を受給する権利を与える保障パッケージが導入された。自営業者を対象とした付加的医療保険に加入していない個人にも適用される⁷⁷。

B 税納付期限の延期

併せて、B 収入を得て B 税を納付するフリーランサー や自営業者に対して、B 税の 2020 年 4 月の納付期限を 6 月 20 日に、5 月の納付期限を 12 月 20 日に延期した⁷⁸。

77 HK, Guide to coronavirus (Coronaguide), <https://www.hk.dk/raadogstoette/freelancer/toolbox/coronaguide>

78 Ernst & Young, Denmark introduces legislation in response to COVID-19, p.3, March 2020

https://assets.ey.com/content/dam/ey-sites/ey-com/en_gl/topics/tax/tax-alerts-pdf/ey-denmark-legislation-in-response-to-covid-19.pdf?download

Works Report 2022

欧米主要国のフリーランス調査 デンマークのフリーランス

リクルートワークス研究所

〒104-8001
東京都中央区銀座 8-4-17
リクルート銀座 8 丁目ビル
株式会社リクルート
<https://www.works-i.com>

〈調査協力〉

Japan Research Network

〈翻訳〉

長岡 久美子（リクルートワークス研究所）

〈監修〉

村田 弘美（リクルートワークス研究所 グローバルセンター長）

〈制作〉

中元 杏奈（リクルートワークス研究所）

2022 年 5 月発行

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。
©Recruit Co.,Ltd. All rights reserved.

参考資料等に掲載している URL は各ホームページにリンクしております。
ただし、ページの移動もしくは閉鎖している場合がございます。
（最終リンク確認：2022 年 4 月）

Works Report 2022

欧米主要国のフリーランス調査

デンマークのフリーランス

リクルートワークス研究所

〒104-8001

東京都中央区銀座 8-4-17

リクルート銀座 8 丁目ビル

株式会社リクルート

<https://www.works-i.com>